

	当時の社会経済上の状況・課題	当時の行政改革の理念	理念に基づいて行った改革	定員の動向
昭和40年代以降	☆民間企業主導による高度経済成長の一方、国家公務員の定員は増加の一途	○肥大化・硬直性等の官特有の問題の克服 ・公務員数の抑制をはかるため、内閣の機関並びに総理府及び各省を通ずる定員の総数の最高限度を法定。	・総定員法の制定(S43)と定員削減計画の策定による定員管理(抑制)手法の確立	○昭和42年度末定員 899,333人 ・外交 2,746人・競争政策 336人・刑事施設 16,674人 ・国立学校 101,563人・国立病院・療養所等 44,769人 ・地方支分部局 255,008人・管区海上保安本部 9,360人 ・防衛(事務官等) 30,469人・現業 373,484人(郵政 321,347人、国有林野41,148人) など
土光臨調 S56.3 第2次臨調 発足 S56.7 第1次答申 S57.2 第2次答申(許認可等の整理合理化) S57.7 第3次答申(基本答申) S58.2 第4次答申(行革推進体制の在り方) S58.3 第5次答申(最終答申)	☆福祉元年(老人医療費無料制度の導入等)、変動相場制への移行、石油ショック(S48) ⇒高度経済成長の終焉(税収の落ち込み)と赤字国債の発行(S50～) ⇒財政赤字の増大と財政の非常事態表明(S57～59)	○増税なき財政再建のスローガンの下、行政の守備範囲の見直しの視点を含めて検討。 <土光臨調基本答申(S57.7)のポイント> ・今後の我が国行政の目指すべき目標として、①活力ある福祉社会の建設、②国際社会に対する積極的貢献の2つを提起。 ・高度成長期以来肥大化した行政の役割を見直すことが特に重要な課題。行政サービスの水準と負担のあり方について基本的に見直すことが必要であり、現行の行政制度や政策を見直すための4つの観点を提示。 ①変化への対応 ・民間に対する指導・規制・保護に力点を置いた行政から、民間活力を基本とし、その方向付け・調整・補完に力点を置く行政への移行 ・海外の商品・サービス・人材に対する市場開放、より積極的な対外政策への転換 等 ・政府直営事業のうち、民間部門の発達により自立的、企業的に行うことが適切となった事業についての民営化 ②総合性の確保 ・内閣の総合調整機能の強化や省庁の再編・統合、積極的な省庁間の人事交流・情報交換等による総合性の確保。 ・住民に身近な行政は可能な限り身近な地方公共団体において処理するとともに、併せて国全体としての行政の総合性を確保 ③簡素化・効率化 ・不断の簡素化・効率化の取組により、人員・予算規模の拡大を自己目的化しがちな公的部門の肥大化を防止 ・所与の仕事との関係のみた人員・予算の節減に加えて、現在の仕事自体の必要度を再吟味し、仕事そのものを減らすことによる人員・予算の節減 ④信頼性の確保 ・公共事業や補助金交付等についての批判への対応、行政機関の情報公開等を含む国民の理解向上により、国民と心の通った民主的な行政、公平性の確保された行政への転換 ※基本答申では、農業、社会保障、文教、国土、住宅・土地、エネルギー、科学技術、外交、経済協力、防衛及び税制の各個別行政施策に関する具体的改革方を記載。	・許認可等の整理合理化 ・補助金等の整理合理化 ・特殊法人等の整理合理化(国立競技場・日本学校健康会、医療金融公庫・社会福祉事業振興会、農業信用保険協会・林業信用基金・中央漁業信用基金の統合、自立可能な特殊法人の民間法人化等) ・3公社民営化(JR、NTT、JT) ・総務庁の設置(S59) ・陸運関係地方事務官の廃止 ・人勤の実施見送り ・地方ブロック機関の廃止(海運局・陸運局の統合、地方貯金局・地方簡易保険局の地方郵政局への統合等) ・整備新幹線計画の見合わせ ・行政手続制度、情報公開制度の検討	昭和46年 環境庁設置 昭和47年 沖縄復帰、沖縄開発庁設置 昭和49年 国土庁設置 昭和52年 国立学校設置法(新設国立医大等の定員を当分の間総定員法の最高限度の枠外化) 全体:▲8,150人 ・外交+1,049人・国立学校+30,104人 ・国立病院・療養所等+9,136人 ・地方支分部局▲22,418人(国税局+1,257人、食糧事務所▲11,055人、地方建設局▲8,317人、港湾建設局▲2,068人、北海道開発局▲2,273人、地方農政局・統計情報事務所▲4,526人、法務局+1,872人 等) ・管区海上保安本部+1,062人 ・防衛(事務官等)▲3,467人 ・現業▲25,082人(郵政▲10,310人、国有林野▲12,058人)
臨時行政改革推進審議会(行革審)等 S58 第1次行革審 発足 S62 第2次行革審 発足 H2 第3次行革審 発足 H6 行政改革委員会 発足 H7 地方分権推進委員会 発足	☆消費税の創設(H元) ☆日米経済摩擦の激化 ☆バブル経済の発生(地価の異常高騰)とその崩壊 ☆証券不祥事の発生 ☆冷戦終結 ☆湾岸危機の発生	○内需主導型経済への転換(第2次行革審)、国際化対応・国民生活重視(第3次行革審)等の新たな視点を提起し、土光臨調答申の深化・具体化をはかる。 ※第3次行革審：公正・透明な行政手続法制の整備に関する答申(H3.12) ・共通的・横断的な手続法制の整備により、我が国行政に対する信頼を確保 ※経済改革研究会(平岩研究会)：規制緩和について(中間報告)(H5.11) ・経済的規制は原則自由・例外規制、社会的規制は自己責任を原則に最小限 ※地方分権推進委員会：中間報告(H8.3) ・国と地方公共団体との関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係に変革 ・地方公共団体の自己決定権・自己責任の領域の拡大 ※行政改革委員会：情報公開法制に関する意見(H8.12) ・政府の諸活動の状況を明らかにし、国民に対する説明責任を全う	・内閣機能の強化(安全保障会議、外政審議室の設置) ・地価高騰に対処するための土地対策の見直し ・証券取引等監視委員会の設置 ・外交実施体制の強化 ・行政手続法の制定(H5) ・規制緩和推進計画の策定(H7～) ・地方分権一括法の制定(H11) ・情報公開法の制定(H11)	○昭和59年度末定員 891,183人 ・外交 3,795人・競争政策 431人・刑事施設 16,918人 ・国立学校 131,667人・国立病院・療養所等 53,905人 ・地方支分部局 232,590人・管区海上保安本部 10,422人 ・防衛(事務官等) 27,002人 ・現業 348,402人(郵政311,037人、国有林野29,090人) など 全体:▲36,087人 ・外交+1,210人・国立学校+1,488人 ・国立病院・療養所等+508人 ・地方支分部局▲10,488人(国税局+4,247人、食糧事務所▲6,865人、地方建設局▲3,564人、港湾建設局▲1,299人、北海道開発局▲1,891人、地方農政局・統計情報事務所▲2,752人 等) ・防衛(事務官等)▲1,965人 ・現業▲27,365人(郵政▲7,517人、国有林野▲19,059人)
				○平成8年度末定員 855,096人 ・外交 5,005人・競争政策 534人・刑事施設 17,055人 ・国立学校 133,155人・国立病院・療養所等 54,413人 ・地方支分部局 222,102人・管区海上保安本部 10,538人 ・防衛(事務官等) 25,037人 ・現業 321,037人(郵政303,520人、国有林野10,031人) など

	当時の社会経済上の状況・課題	当時の行政改革の理念	理念に基づいて行った改革	定員の動向																													
<p>中央省庁等改革 (H8～12)</p> <p>H8 行政改革会議 発足</p> <p>H10 中央省庁等改革推進本部 発足</p>	<p>☆戦後50年が経過。</p> <p>☆グローバル化、少子高齢化、高度情報化など省庁横断的な課題が山積。一方で、縦割り行政の弊害が指摘。</p> <p>☆消費税の引き上げ(H9)</p>	<p><行政改革会議最終報告 (H9.12) のポイント></p> <p>○欧米先進国へのキャッチアップ期に形作られた、実施機能を基軸とする省庁編成・分担管理原則は、限られた資源のなかで、国家として多様な価値を追求せざるを得ない状況下では、内外環境に即応した政策展開は期待し得ない。</p> <p>○戦後型行政の問題点の打開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別事業の利害や制約に拘束された政策企画部門の硬直性 ・国民ニーズに即応できない非効率な実施部門 ・不透明で閉鎖的な政策決定過程と政策評価・フィードバック機能の不在 ・各省庁の縦割りと、自らの所管領域には他省庁の口出しを許さぬという専権的・領土不可侵的所掌システムによる全体調整機能の不全 <p>○われわれが目指す行政改革は、断じて、行政改革のための行政改革、スリム化のためのスリム化、中央省庁の看板の掛け替えや霞が関のみを視野に置いた改革であってはならない。</p> <p>①官邸・内閣機能の強化 「国務を総理する」（憲法）という高度の統治・政治作用との地位にある内閣の基本的な政策の企画・立案や重要政策についての総合調整力の向上。行政の機動性の確保。</p> <p>②中央省庁の行政目的別大括り再編成 個別事業の利害や制約、縦割りの視野狭窄を超越し、高い視点と広い視野を備えた大所高所からの政策論議を通じ、行政の総合性を増進。</p> <p>③企画・立案機能と実施機能の分離、行政の減量・効率化（独立行政法人化や公社化など） 民営化、民間移譲が困難な実施機能について、実施庁制度及び独立行政法人制度を活用し、その自律的、効率的な運営を徹底。</p> <p>④行政の透明性の確保</p>	<p>・内閣機能の強化(H13. 1) 内閣の重要政策に関する基本方針の総理発議権、内閣・内閣総理大臣の補佐・支援体制の強化</p> <p>・府省の大きく再編(H13.1) (1府22省庁⇒1府12省庁)</p> <p>・独立行政法人制度創設(H13.4)</p> <p>・郵政事業の公社化(H15.4)</p> <p>・国立病院の独法化(H16.4)</p> <p>・国立大学の法人化(H16.4)</p> <p>・特殊法人等改革(H13.12「整理合理化計画」)</p> <p>・政策評価制度の導入(H13.1)</p>	<p>全体: ▲14,193人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交+278人 ・国立学校 +1,474人 ・国立病院・療養所等▲454人 ・地方支分部局▲3,755人(国税局▲245人、地方整備局▲673人、北海道開発局▲576人、食糧事務所▲814人、地方農政局・統計情報事務所▲449人等) ・防衛(事務官等)▲559人 ・現業▲10,254人(郵政▲7,399人、国有林野▲3,377人) <p>○平成12年度末定員 840,903人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交 5,283人・競争政策 564人・金融 766人 ・刑事施設 17,055人・国立学校 134,629人 ・国立病院・療養所等 53,959人 ・地方支分部局 218,347人・管区海上保安本部 10,618人 ・防衛(事務官等) 24,478人 ・現業 310,783人(郵政296,121人、国有林野6,654人) など <p>独立行政法人制度の創設により、国の研究所を始めとする施設等機関の多くが独立行政法人化(平成13年4月以降順次)</p> <p>全体: ▲530,949人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交+414人 ・競争政策+215人 ・金融+696人 ・刑事施設+1,756人 ・国立学校▲134,629人 ・国立病院・療養所等▲44,538人 ・地方支分部局▲30,269人(国税局▲672人、地方整備局▲2,083人、北海道開発局▲1,591人、地方農政局・統計情報事務所・食糧事務所 ▲6,537人 都道府県労働局▲1,254人、法務局▲1,995人、地方社会保険事務局▲16,475人等) ・管区海上保安本部+426人 ・防衛(事務官等) ▲2,009人 ・現業▲305,926人(郵政▲296,121人、国有林野▲1,797人) <p>○平成21年度末定員 309,954人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外交 5,697人・競争政策 779人・金融 1,462人 ・刑事施設 18,811人 ・国立学校 - ・国立病院・療養所等(ナショナルセンター等) 9,421人 ・地方支分部局 188,078人・管区海上保安本部11,044人 ・防衛(事務官等) 22,469人・現業(国有林野) 4,857人 など <p>【平成15年3月】 (単位:万人)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">行政機関 80.7万人</td> <td>独立行政法人</td> <td>特殊法人</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>郵政事業</td> <td>印刷造幣</td> <td>国立病院等</td> <td>国立学校</td> <td>1.9</td> <td>26.1万人 (H14.1現在)</td> </tr> <tr> <td>33.6万人</td> <td>28.6万人</td> <td>0.7</td> <td>4.4</td> <td>13.4万人</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>【平成25年3月】</p> <table border="1"> <tr> <td>行政機関</td> <td>国立大学法人等</td> <td>独立行政法人</td> <td>特殊法人 ※NTT、JR4社、NHK、JT、JP等</td> </tr> <tr> <td>30.0万人</td> <td>13.2万人 (H24.1現在)</td> <td>14.1万人 (H24.1現在)</td> <td>32.8万人 (H24.1現在)</td> </tr> </table>	行政機関 80.7万人					独立行政法人	特殊法人	その他	郵政事業	印刷造幣	国立病院等	国立学校	1.9	26.1万人 (H14.1現在)	33.6万人	28.6万人	0.7	4.4	13.4万人			行政機関	国立大学法人等	独立行政法人	特殊法人 ※NTT、JR4社、NHK、JT、JP等	30.0万人	13.2万人 (H24.1現在)	14.1万人 (H24.1現在)	32.8万人 (H24.1現在)
行政機関 80.7万人					独立行政法人	特殊法人																											
その他	郵政事業	印刷造幣	国立病院等	国立学校	1.9	26.1万人 (H14.1現在)																											
33.6万人	28.6万人	0.7	4.4	13.4万人																													
行政機関	国立大学法人等	独立行政法人	特殊法人 ※NTT、JR4社、NHK、JT、JP等																														
30.0万人	13.2万人 (H24.1現在)	14.1万人 (H24.1現在)	32.8万人 (H24.1現在)																														
<p>行政改革推進法等の改革の取組</p> <p>H12 行政改革推進本部 発足</p> <p>H18 行政減量・効率化有識者会議 発足</p>	<p>☆大型景気対策により財政状況は急激に悪化</p> <p>☆失われた10年を経て社会全体に閉塞感が蔓延</p>	<p><行政改革推進法第2条のポイント></p> <p>○我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らせる社会の実現</p> <p>○民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすること</p> <p>○国・地方の事務・事業の透明性の確保</p> <p>○国民生活の安全に配慮しつつ、実施する必要性の減少した事務・事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大</p> <p>○行政機構の整理・合理化その他の措置を講ずる</p> <p><骨太2005抜粋></p> <p>①資金の流れを変える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・郵政民営化 ・政策金融改革 ・政府の資産・債務管理の強化 <p>②仕事の流れを変える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国から地方への改革 ・市場化テストの本格的導入等による官業の徹底的な民間開放 ・予算制度改革 <p>③人と組織を変える</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・地方の徹底した行政改革 ・公務員の総人件費改革 	<p>・道路公団民営化(H17.10)</p> <p>・郵政民営化(H19.10)</p> <p>・政策金融機関の統廃合、民営化</p> <p>・公共サービス改革法(市場化テスト法)成立</p> <p>・特別会計改革</p> <p>・国の行政機関の定員純減(独立法人も含めて5年で▲5%以上)</p>																														